

札幌市地震被害想定検討委員会設置要綱

〔令和元年9月25日〕
危機管理対策室長決裁

(設置)

第1条 本委員会は、札幌市第3次地震被害想定を検証及び見直し等にあたり、学識経験者等との意見聴取、意見交換及び連絡調整等を目的として設置する。

2 委員会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2号に規定する「懇話会」とする。

(組織)

第2条 委員会は、6名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員会を設置する際の委員の任期は、本項の規定にかかわらず委員会の廃止までとし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

4 委員が、都合により会議に出席できない場合は、代理人をもって当該委員の出席とみなす。

5 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において委員以外の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

6 会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当ではないと判断する議題は、一部非公開とすることができる。

7 会議の結果は、議事要旨を作成のうえ、公開する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課に置く。

(謝礼)

第6条 委員(第4条第5項の規程により会議に出席した者を含む。)が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

2 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例の別表に定める「附属機関 上記以外の委員その他の構成員」の報酬日額の規程の例による。

(要綱の変更)

第7条 この要綱を変更する場合は、委員の承諾を得なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。